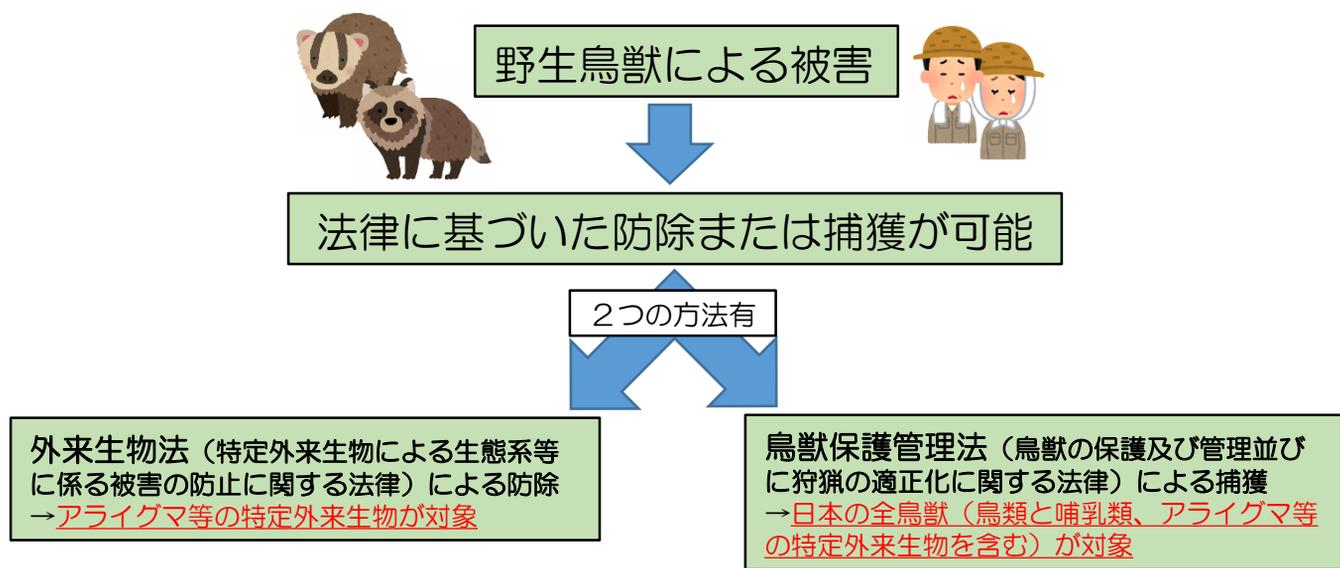


野生鳥獣を捕獲することは、原則禁止されています。

★野生鳥獣の防除または捕獲は、法律に基づき行うことができ、以下2つの方法があります。



■外来生物法に関する防除をする場合

市では、アライグマの防除にあたり、外来生物法に基づく国の確認を受け、「第2次久留米市アライグマ防除実施計画」を策定しています。この計画に基づく、アライグマの防除に関する申請書の提出と講習会を受講し、捕獲従事者に登録されると、自身でのアライグマの防除が可能となります。また、アライグマ捕獲用箱ワナの貸出も行っています。

1日1回の見回りやアライグマ以外の野生鳥獣が捕獲された場合、ご自身で速やかに放獣する等の条件があります。

お問合せ 環境部環境保全課 30-9043

■鳥獣保護管理法に関する捕獲をする場合

同法により原則として野生鳥獣の捕獲は禁止されていますが、例外として、狩猟による捕獲や許可による捕獲等が認められています。

狩猟による捕獲は、狩猟免許、狩猟者登録が必要となりますが、狩猟期間（11/15～2/15）であれば、鳥獣保護区等特別な区域を除き、狩猟鳥獣の捕獲が可能です。

ただし、垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内で、箱わなや網を使用して狩猟鳥獣を捕獲する場合は、免許と登録は必要ありません。

また、狩猟期間以外や鳥獣保護区等で有害鳥獣を捕獲する場合は、捕獲の許可等が必要となります。

お問合せ 農政部農村森林整備課 30-9166



アライグマ対策は、エサを与えない、家屋に入れないこと

■エサとなる食べものを絶つ工夫

1. ペットフードの残り、廃棄する農作物は放って置かず処分する等、野生動物のエサとなるものを屋外に放置しない。
2. 敷地内の果実は早めに収穫するか網などをかける。

■家屋へ侵入されない工夫

1. 換気口、軒下、戸袋等の建物内への侵入口となる「すき間」は全てふさぐ。
2. ベランダや屋根をつたってこないように、家の屋根に伸びるような木の枝があれば剪定する。